

事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための方向性について(案)

有害大気汚染物質対策については、「事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進の仕組みについて」に基づき、事業者団体が自主管理計画に基づき排出抑制対策を講じ、国が審議会等における取組状況のチェック・アンド・レビュー等を実施した結果、取組対象物質の排出量が減少し、大気環境濃度が着実に改善された。

一方、酸化エチレンについては、[資料2-1](#)で示したとおり、事業者等により大気排出抑制に向けて様々な取組が実施されているものの、大気中のモニタリング結果において、参考までに有害性評価値と比較すると、その値を超過している地点が多数確認される。そのため、事業者における酸化エチレン大気排出抑制をより推進する必要がある。

事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための方向性の論点

- ・ 事業者による酸化エチレン大気排出抑制をより一層推進し、酸化エチレンの大気中濃度の低減を着実に図るため、過去の有害大気汚染物質対策のスキームを活用すべきではないか。
具体的には、[資料2-3](#)のとおり「事業者による酸化エチレンの自主管理の促進の仕組みについて」、[資料2-4](#)のとおり「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を作成することで、自主管理を促進すべきではないか。
- ・ 事業者団体による自主管理計画の計画期間については、過去の有害大気汚染物質対策を参考とし、まずは3年間(令和5年4月から令和8年3月まで)としてはどうか。